

## 株式会社沖創建設等にかかる債権の弁済受領完了について

2013年2月21日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

### 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖創建設及び株式会社建創（以下、総称して「対象事業者ら」という。）

### 2. 経緯

対象事業者らにつきましては、2011年4月28日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年7月15日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

その後、機構は対象事業者らの事業再生を進め、その再生が順調に進行しつつあることから、機構が保有する債権について弁済受領する決定に至ったものです。本決定を受けて、本年2月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

### 3. 債権額等

機構は、対象事業者らに対する元本約6,420百万円の債権に関し、会社分割手続を経て、金融機関等から約466百万円の債権買取を行い、担保処分による一部弁済及び約定弁済を受けていましたが、今般、残債権額に当たる約428百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

### 4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上